

西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会【情報発信・交流スペース検討部会】

調査検討結果報告書

令和3年2月

1 所管事務における検討事項（課題の集約）

- (1) 情報発信スペースに関すること
 - ア. 情報発信スペースの在り方について
 - イ. お体の不自由な方に対する案内や情報発信について
- (2) 交流スペースに関すること
 - ア. 利用用途について
 - イ. その他スペース等について
- (3) 活動スペースに関すること

2 1に対する調査・検討結果

(1) 情報発信スペースに関すること

ア. 情報発信スペースの在り方

情報発信スペースには、行政情報のほか、文化・歴史、観光・イベントをはじめ、防災に係る情報、民間企業等からの情報など各種情報を得られるコーナーの設置が必要であり、村民が気軽に立ち寄れる空間づくりの検討も必要である。

また、情報発信にはデジタルサイネージを主体とし、一定規模の棚及び掲示板等も配置されたい。

なお、ポスターやチラシ、周辺市町村間での掲示依頼物は極力紙媒体ではなく電子データを活用することで空間の煩雑化が解消される。

イ. お体の不自由な方に対する案内や情報発信

(ア) 誘導的な案内

ユニバーサルデザインに配慮した整備が必要なことは無論、例えば入口付近に呼出用押しボタンを設置したり、窓口に総合案内人を設けたり、点字ブロックを設置するなどの整備を行い窓口等へ誘導を行う必要がある。

(イ) 情報発信の方法

情報発信は視覚により得るものが主であるが、デジタルサイネージでは、映像のほか音声により情報発信を行う事が可能なため、様々な方々に情報発信を行えるコンテンツを作る必要がある。

(2) 交流スペースに関すること

村民が自由に打ち合わせや待合の時間を過ごすことができる交流スペースを設置し、交流スペースの一部は臨時の行政事務や小規模のイベントなど多目的に利用できる空間構成や設備の整備を検討する必要がある。

ア. 利用用途

主な用途は、休憩、雑談、待合、飲食、打ち合わせ等での利用が想定されるが、その他、小さなお子さんが遊ぶことができるキッズスペースも併設されたい。

(ア) 休憩、雑談、待合、飲食、打ち合わせ等として自由に利用できる空間

- ・十分なスペースを確保し、可動式のベンチなどを設置する。
- ・4人程度で利用できる可動式のイスとテーブルを数か所に設置する。
- ・1名でも気兼ねなく利用できるよう、カウンターテーブルの設置も望ましい。
- ・間仕切り(パーティション)で仕切られた打合せスペースを数か所に設置する。
- ・バス等公共交通の待合スペースとしての利用

送迎車、バス、タクシー等の到着が、施設内部からも見て分かるよう、ロータリーに面した部分にベンチなどを設置し、待合を兼ねたスペースとしてできるように整備されたい。

(イ) エントランス付近(公共交通ターミナルとしての利用)

来庁者の利便向上のため、現庁舎北側にある「西郷村役場」バス停留所が、新庁舎エントランス付近に移設されることも想定し、ロータリーは大型バスが回転できるよう十分な広さを確保されたい。

(ウ) キッズスペース

- ・子ども連れに配慮した場所の提供
- ・クッションブロック、クッションマットを使用した安全なスペースの提供
- ・子どもに親しまれやすい空間となるよう、イメージキャラクターニシゴーンのオブジェ等を設置することについて検討されたい。
- ・安全性の観点から、出入口付近への配置は避けられたい。さらに、出入口の自動ドアにおいては、小さい子どもに反応しないような配慮も必要である。

イ. その他スペース等

(ア) 授乳室について

保健センター機能（集団検診室）に付随し設置が必要である。

(イ) 飲み物や軽食の提供（販売）について

建築に係るコストや経常的な管理運営面から、売店の設置は不要であるが、最低限必要なものを下記のとおり整備することで、交流スペースとしての役割は果たせると考える。

a 自動販売機の設置

当部会においてはまず「コンビニ自販機」の設置を考え、事務局にて交渉を行ったが、需要と供給の面から導入における条件（利用想定規模）には足らず、設置不可との回答を得た。よって、飲料自動販売機は無論、軽食を提供できる自動販売機があってもよいと考える。

b 福祉事業所、行商等による自由販売（可動式ワゴンの設置）

現在、庁舎等施設内においてパン、総菜、乾物、花など、職員向けに販売されている事業者、新庁舎交流スペース内で販売をしてもらうことで、職員以外の利用も見込まれる。この際、交流スペースは多目的利用を図るために専用のブースは設けず、可動式のワゴンなどを活用されたい。

(ウ) 空間デザインについて

自然や木のぬくもりを感じさせるなど、親しみやすくかつ利用しやすい空間デザインに配慮されたい。

(3) 活動スペースに関すること

村民や各団体等が利用できる活動スペースについては、交流スペースや会議室を開放し、土日祝日に関わらず利用してもらえる方向で検討されたい。

また、文化センターもそのまま残ることから研修室等は今まで通り有効活用する。

ア. 既存展示物の配置、設置場所

現庁舎内の美術品等（絵画、書、金ばれん等）については、文化センター内や新庁舎交流スペースの一画を活用して展示する。

イ. その他（多目的利用）

期日前投票や各種申請の受付、確定申告等については、交流スペースや会議室をその利用シーンに併せて活用することで対応が可能である。

3 検討経過と体制

- 令和2年 5月29日 第1回 6名参加（課題の集約について）
- 令和2年 7月 3日 第2回 6名参加（検討テーマの整理について）
- 令和2年 7月10日 視 察 2名参加（他部会と合同）
※会津美里町
- 令和2年 7月13日 視 察 5名参加（他部会より7名参加）
※須賀川市役所・交流館テッテ見学
- 令和2年 7月28日 第3回 7名参加（検討事項の細部検討について）
- 令和2年 8月18日 第4回 8名参加（中間報告のとりまとめについて）
- 令和2年10月13日 第5回 8名参加（追加議題について）
- 令和2年11月25日 第6回 8名参加（報告書（案）について）

○調査検討メンバー

No	所属・職名	氏名	備考
1	企画政策課長	福田 修	部会長
2	企画政策課企画政策係長	長谷川 寿之	副部会長
3	生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長	塩谷 慎介	
4	産業振興課観光振興係長	小濱 賢一	
5	福祉課こども給付係長	金田 百合子	
6	総務課庶務広報係長	生田目 聡	